

保証比較 一般保証と特別保証（セーフティネット2号保証）の比較

- 特別保証がない場合には、一般保証を活用するしかない。
- このため、現在の島根県の「セーフティネット資金」は一般保証しか適用できない。
- セーフティネット保証2号の指定がされた場合は、セーフティネット資金にこの保証を当てることができる。
これにより保証料率が低くなり、事業者に一層有利な資金となる。

	一般保証	特別保証 (セーフティネット2号保証)	セーフティネット2号保証の指定によるメリット
概要	対象者や対象資金に特段の制限がない汎用的な保証制度	取引先の事業活動の制限により経営安定に支障を生じる中小企業を対象にした保証制度 (国の指定が必要) [要件]取引依存度20%以上かつ売上10%以上減少	—
保証割合	【責任共有】 信用保証協会80% 金融機関20%	【責任共有外】 信用保証協会100%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸倒れが発生した際に信用保証協会が100%負担し、金融機関のリスクを軽減することで、業況が厳しい事業者に対しても金融機関が融資しやすくなる
保証限度額	2億8千万円 (うち無担保 8千万円)	2億8千万円 (うち無担保 8千万円) 一般保証とは別枠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 限度額が拡大し(2億8千万円→5億6千万円)、無担保保証額も拡大(8千万円→1億6千万円)することで、事業者が多く資金を借りやすくなる ・ 別枠を優先的に利用することで、いつでも利用できる一般保証の枠を残すことができる
保証料率	年0.45~ <u>2.20%</u>	年0.45~ <u>0.91%</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財務状況等が悪い事業者ほど保証料率が低減される